

告示

埼玉県教委告示第二十二号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十二条第一項の規定により、次に掲げる埼玉県指定天然記念物の指定を解除する。

令和三年七月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

種類	名称及び員数	所在地	所有者	指定年月日
天然記念物	萬松寺のシイ 一本	埼玉県東松山市大 字柏崎字名所三四 二番地	宗教法人 萬松寺	昭和十年三月 三十一日